

科 目	憲法1 (前期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
授業内容の概要		
この授業では、各人権の歴史的な意義及び、各条文から派生する概念等を正確に理解することを第一の目標にする。第二に、基本的な判例の論理を正確に理解することを目標とする。各条文に関連するリーディングケースを毎回取り上げて、判旨を丁寧に読むように指導していきたい。また、必要に応じて、各当事者の主張・反対意見も取り上げる。第三に、法的な文章を書く訓練の第一歩として、適宜、小論文作成の課題を与えて、指導していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（表現の自由の終了時など）で、小テストを実施する。		
授業方法		
授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とするので、質問と応答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。		
成績評価の方法		
期末テストを中心にして、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 基本的人権の原理～人権の観念・人権の分類・人権の享有主体 第2回 基本的人権の限界～公共の福祉論・違憲審査基準の基礎 第3回 幸福追求権～幸福追求権の意義・新しい人権・自己決定権 第4回 精神的自由総論～精神的自由の分類・思想良心の自由・学問の自由 第5回 信教の自由～信教の自由の意義と限界・政教分離原則 第6回 表現の自由その1～表現の自由の意義・表現の自由の内容 第7回 表現の自由その2～表現の自由の限界（二重の基準論） 第8回 表現の自由その3～名誉・プライバシーと表現の自由の衝突 第9回 表現の自由その4～内容中立規制 第10回 表現の自由その5～集会結社の自由その他 第11回 経済的自由その1～職業選択の自由 第12回 経済的自由のその2～財産権の保障 第13回 社会権その1～社会権の意義・生存権 第14回 社会権その2～教育を受ける権利・教科書検定・労働基本権 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(第5版)(岩波書店2011年) 戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第6版)(有斐閣2010年) 参考書(購入任意): 特になし		
前提履修科目 特になし		

科 目	憲法2 (後期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
授業内容の概要		
前期授業の「基本的人権の基礎」の目標を、連続する後期のこの授業でも掲げていきたい。内容としては、授業の前半5回を使って、憲法の学習の中心である違憲審査制の理解を徹底する予定である。その際に、前期の授業で取り上げた各人権の違憲審査基準を補足し、十分な理解を促すようにしたい。残りは、権力分立とその現代の変容の意味を通して、統治機構全体を体系的に把握できるように説明していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（違憲審査制終了時など）で、小テストを実施する。		
授業方法		
授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とするので、質問と応答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。		
成績評価の方法		
期末テストを中心にして、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 裁判所～司法権の意味と範囲・裁判所の組織と権能・司法権の独立 第2回 違憲審査制その1～違憲審査制の根拠と性格・付随的違憲審査制の意味 第3回 違憲審査制その2～憲法判断の方法 第4回 違憲審査制その3～違憲審査の審査基準 第5回 違憲審査制その4～まとめと判例理論の整理 第6回 平等権の意味 第7回 平等権の違憲審査基準 第8回 国民主権～主権の意味・国民主権の意味 第9回 国会その1～権力分立の原理・国会の地位 第10回 国会その2～国会の組織と活動・国会の権能・議院の自律権 第11回 内閣その1～行政権と内閣・内閣の組織と権能 第12回 内閣その2～議院内閣制・衆議院の解散・行政立法 第13回 財政と地方自治～租税法律主義・地方自治の本旨・条例 第14回 天皇・平和主義その他の問題 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(第5版)(岩波書店2011年) 戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第6版)(有斐閣2010年) 参考書(購入任意) 特になし		
前提履修科目 特になし		

科 目	行政法1 (後期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
行政法とは行政に関する法である。「行政法」という法典を指すものではない（そもそも、そのようは法典は存在しない）。したがって、行政に関する法は、全て行政法の対象となる。もっとも、行政に関する法は無数の行政法規から成り立っているため、その全てに通暁することは不可能に近い。 しかし、行政法は、行政に関する法であることから、行政に特有な法理・法原則が支配している。この法理・法原則を身につけることにより、初見の法であっても正確に解釈し、適用することが可能となる。行政法の分野では、近年、急速に法整備・法改正が進み、判例の集積と学説の進展が見受けられる。授業では、これらの動向に配慮しつつ、行政法の基礎概念、基礎理論及び確立した判例を中心に講述することにする。		
授業方法		
授業は、下記の授業計画に従い、南博方『行政法（第六版）』及び行政判例百選を使用して、講義形式で行う（授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない）。授業で参照する判例については、レジュメで予告する。講義形式を中心とするが、レジュメの中に示した設問等については、指名し、発言を求めるので十分予習の上参加されたい。なお、既習者については、既に学習した行政法2についての質問も適宜なすので、十分復習しておかれたい。		
成績評価の方法		
毎回の授業における積極的参加の程度（発言内容、提出物、無断欠席の有無等）と期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 行政法はどのような法か 第2回 行政救済法概観 第3回 行政情報公開と個人情報保護の仕組み 第4回 行政は誰が行うか 第5回 行政はどのような作用を行うか 第6回 行政行為とは何か 第7回 行政行為はどのような効力をもつか(1) 第8回 行政行為はどのような効力をもつか(2) 第9回 行政行為はどのような効力をもつか(3) 第10回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(1) 第11回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(2) 第12回 行政立法・自治立法その他の行政作用について(3) 第13回 行政上の法律関係とはどのようなものか 第14回 行政の実効性はどのようにして確保されるか 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：南博方『行政法（第六版）』（有斐閣・2006年） 参考書（購入必須）： 小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選[第5版]』I・II（有斐閣・2006年） 前提履修科目 なし		

科 目	行政法2（前期）	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
本授業では、行政と一般国民との間に、「良好ではない関係」が発生した場合の対処方法を学ぶ。 法治行政の原理の下、行政は、適法な行政活動をなしているはずである。その限りにおいては、行政と一般国民との間には「良好な関係」が生じていると考えられる。しかし、行政を行うのが人である以上、そこに完璧を求めることはできない。また、複雑多岐にわたる行政法規は、解釈上の疑義も少なくない。そこには、「良好ではない関係」を生み出す素地が多分に存在する。 「良好ではない関係」が発生した場合、それは事後的に解決せざるを得ない。事後的解決に資する制度として、行政型ADR・行政訴訟・損失補償・国家賠償を取り上げる。一方、「良好ではない関係」が発生することを防げれば、これに勝つことはない。事前に「良好な関係」を担保するための制度として、行政手続を取り上げる。 個人の権利利益等に影響を与える行政の活動は、当該個人の一生を左右するだけの力を持つことに留意しつつ、「良好ではない関係」を解きほぐす上で必要な理論の習得を目指したい。		
授業方法		
授業は、下記の授業計画に従い、レジュメ、芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣・2006年）及び行政判例百選を使用して、講義形式で行う（授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない）。講義形式を中心とするが、レジュメ中に示した設問等については、指名し、発言を求めるので、十分予習の上参加されたい。なお、未修者については、既に学習した行政法1についての質問も適宜なすので、十分復習しておかれたい。		
成績評価の方法		
毎回の授業における積極的参加の程度（発言内容、提出物、無断欠席の有無等）と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 行政手続法理・行政手続の内容 第2回 行政型ADRの意義と種類 第3回 行政不服申立て 第4回 行政事件訴訟の意義と種類 第5回 取消訴訟（1） 第6回 取消訴訟（2） 第7回 取消訴訟（3） 第8回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟 第9回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(1) 第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・当事者訴訟(2) 第11回 民衆訴訟・機関訴訟 第12回 損失補償制度 第13回 国家賠償訴訟（1） 第14回 国家賠償訴訟（2） 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣・2006年） 参考書（購入必須）：小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選〔第5版〕』I・II（有斐閣・2006年） 前提履修科目 なし		

科 目	公法総合（後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要 行政判例を具体的事実関係から分析、検討し、行政訴訟の全体像をつかむことを目的とする。判例理論を理解することが前提となるが、その批判的検討も含め、具体的問題にどのように対応するか考える力を養う。また行政訴訟の形で憲法が問題となった事例も取り上げ、憲法と行政法の有機的な理解もはかりたい。 授業方法 TKC教育研究支援システムによって、検討すべき判例を毎回指定し、また毎回のテーマについて参考資料を配布し、双方向の授業を行う。 成績評価の方法 毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 授業計画 第1回 行政争訟制度の構造 第2回 抗告訴訟の対象一処分性（1） 第3回 抗告訴訟の対象一処分性（2） 第4回 原告適格 第5回 訴えの利益 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟 第7回 仮の救済制度 第8回 当事者訴訟－確認訴訟の活用 第9回 行政裁量の司法審査 第10回 行政訴訟と民事訴訟 第11回 住民訴訟 第12回 国家賠償請求訴訟（1） 第13回 国家賠償請求訴訟（2） 第14回 損失補償請求訴訟 第15回 定期試験 使用教材 教科書（購入必須）： 高木光・稲葉馨編「ケースブック行政法」弘文堂 参考書（購入任意）： 橋本博之「要説 行政訴訟」弘文堂 前提履修科目 行政法1・2を履修済みであることが望ましい。		

科 目	公法事例演習（後期）	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
授業内容の概要		
前期の憲法判例演習に続いて、憲法の学習上重要な判例を下級審から取り上げて説明していく予定である。公法事例演習としての特徴は、行政訴訟の形態と行政法上の基本概念の確認という点を意識することにある。 この授業では、①当事者の主張の対比、②判例理論の理解、③判例理論のあてはめによる類似事件の解決という3つの作業を行う。テキストに沿って、まず、当事者がどのような主張を行っているのかをよく理解するようにしてもらいたい。次に、判例の論理を徹底的に理解して、その射程範囲がどこまで及ぶかを検討していく予定である。また、テキストには二つの重要判例が対比されているので、判例の一般論が異なる状況ではどのように展開していくのかを学習していきたい。		
授業方法		
徹底したテキストの予習を前提として、質疑応答形式の授業を行う予定である。受講生の判例とテキスト理解を促すために、毎回予習チェックシートを作成して、重要事項の理解と確認を行う。なお、適宜小テストを実施して、判例の理解度を確認する。		
成績評価の方法		
小テスト(20点)・期末テスト(80点)で評価する。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 憲法21条と比較衡量～博多駅事件 第2回 反論権・謝罪広告・訂正放送～サンケイ新聞事件 第3回 集会の自由とその限界～和泉佐野市民会館事件 第4回 法制度の本質と比例原則の適用～森林法共有林事件 第5回 行政事件における適正手続の保障～成田新法事件 第6回 公務員の政治活動の自由～寺西判事補事件 第7回 選挙権と選挙制度～議員定数不均衡事件 第8回 自己決定権の法理～宗教的理由による輸血拒否訴訟 第9回 外国人の地方参政権～定住外国人選挙権訴訟 第10回 私法関係における人権保障～三菱樹脂事件 第11回 裁判を受ける権利～強制調定違憲訴訟 第12回 立法不作為に対する違憲訴訟その1～在宅投票制度廃止事件 第13回 立法不作為に対する違憲訴訟その2～在外国民選挙権訴訟 第14回 団体内部と司法審査～蓮華寺事件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：L S憲法研究会編 プロセス演習憲法[第3版]（信山社） 初宿正典・戸松秀典『憲法判例』（第6版）有斐閣 参考書（購入推奨）：芦部信喜『憲法』（第5版）岩波書店		
前提履修科目		
憲法判例論を履修済みであることが望ましい。		

科 目	憲法判例演習 / 憲法判例論（前期）	単 位 2
担 当	福井 康佐	
授業内容の概要		
憲法の学習上重要な判例を下級審から取り上げて説明していく予定である。この授業では、①当事者の主張の対比、②判例理論の理解、③判例理論のあてはめによる類似事件の解決という3つの作業を行う。テキストに沿って、まず、当事者がどのような主張を行っているのかをよく理解するようにしてもらいたい。次に、判例の論理を徹底的に理解して、その射程範囲がどこまで及ぶかを検討していく予定である。また、テキストには二つの重要判例が対比されているので、判例の一般論が異なる状況ではどのように展開していくのかを学習していきたい。		
授業方法		
徹底したテキストの予習を前提として、質疑応答形式の授業を行う予定である。受講生の判例とテキスト理解を促すために、毎回予習チェックシートを作成して、重要事項の理解と確認を行う。なお、適宜小テストを実施して、判例の理解度を確認する。		
成績評価の方法		
小テスト(20点)・期末テスト(80点)で評価する。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 私的団体の強制加入性と構成員の人権～南九州税理士会事件 第2回 信教の自由とその法令上の義務～神戸高専事件 第3回 政教分離原則～愛媛玉串料事件 第4回 わいせつ表現の概念～「悪徳の栄え」事件 第5回 表現の自由とパブリックフォーラム～大分県屋外広告物条例事件 第6回 プライバシーと表現の自由～石に泳ぐ魚事件 第7回 表現の自由と名誉保護～夕刊和歌山事件 第8回 表現の自由と青少年保護～少年通り魔実名報道事件 第9回 名誉棄損と事前差し止め～北方ジャーナル事件 第10回 第三者の権利主張～第三者所有物没収事件 第11回 職業の自由と規制目的～薬事法違憲判決 第12回 経済的自由～酒類販売免許制違憲訴訟 第13回 生存権～堀木訴訟 第14回 立法の不作為～定住外国人選挙権訴訟 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： L S憲法研究会編 プロセス演習憲法[第3版]（信山社） 初宿正典・戸松秀典『憲法判例』（第6版）有斐閣 参考書（購入任意）： 芦部信喜『憲法』（第5版）岩波書店		
前提履修科目		
基本的人権の基礎・統治の基本構造(憲法1・憲法2)を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民法1（前期）	単 位
		2
担 当	菊地 秀典	

授業内容の概要

・民法総則の部分を講義します。民法上の基本的な考え方にかかわる、コアとなる部分に多くの時間をかけるとともに、民法総則部分に関する基礎的な問題演習も予定しています。

・予習の段階で次のことをやってください。まずテキストを十分読みこむこと。一度で頭に入るということは少ないでしょう。レジメは、テキストの補充であったり整理であったりしますが、まずテキストを読むことです。複数回、考えながら読んでください（なお、テキストを読む際、下記参考書の欄に掲げるどれかを併読することをお勧めします。テキストの理解を助けることになります）。次に、考えるための材料として、レジメのなかに「Q」（言うまでもなく、Question の略）をおいていますので、予習の段階で、Qの解答を用意してください。さらに予習段階でやることの 3 つ目として、判例集に掲載されている関連判例の事実と判旨を読んで理解に努めてください。以上のことをやっていただくと、1 回の授業のための予習としておそらく少なくて4～5時間、あるいはそれ以上を要するでしょう。これを継続してください。

・予習を通じて、自分なりの課題あるいは問題意識（疑問点等々）をもって授業に臨んでください。

授業方法

勉強をはじめたばかりの方たちを相手にケースメソッドを試みても効率的ではないでしょうから、基本的に講義形式です。但し、なるべく多くの質疑応答の機会をつくりたいと考えています。上述したレジメのQに関しては、受講生に発言を求めることがあります（時間的な制約からすべてのQについて受講生に解答を求めることはできませんが、なるべく機会を作りたいと思っています）。Qを問われて返答がないという状況は極力避けていただきたいと思います。

成績評価の方法

定期試験によって評価を決めます。宿題、レポート等については、評価の対象とはしませんが、全員が提出するのが当然のことでしょう。ちなみに、昨年の受講生の場合、宿題等の提出率はほぼ100%に近い状況でした。

授業計画（予定ですので変更もありえます。その場合はTKCで告知します。頁数は、内田テキストの頁数です。）

第1回 総則全体の概観、権利能力、意思能力(3 頁～30頁、91 頁～103 頁)	
第2回 行為能力①(103 頁～132 頁)	第3回 行為能力②、問題演習①
第4回 法律行為①(33 頁～90 頁、265 頁～308 頁、341 頁～344 頁)	
第5回 法律行為②	第6回 法律行為③
第7回 法律行為④、問題演習②	第8回 代理①(133 頁～205 頁)
第9回 代理②	第10回 代理③
第11回 時効①(309 頁～340 頁、380 頁～385 頁)	第12回 時効②
第13回 時効③、問題演習③	第14回 法人(207 頁～264 頁)
第15回 期末試験	

使用教材

教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論〔第4版〕』東京大学出版会
内田貴・山田誠一・大村敦志・森田宏樹『民法判例集総則・物権』有斐閣

参考書(購入任意)：潮見佳男『入門民法(全)』有斐閣
佐久間毅『民法の基礎1〔第3版〕』有斐閣
川井健『民法概論1(民法総則)〔第4版〕』有斐閣
(※『民法の基礎1〔第3版〕』は現在品切れ中のようです。図書館で参照してください。)

前提履修科目 なし

科 目	民法2 (後期)	単 位
		2
担 当	菊地 秀典	
授業内容の概要 債権総論の部分について講義をします。債権に共通するルールを扱うこの部分は、民法総則と同様に、抽象的な議論が多く登場します(しかも高度で難解な議論が多い)。受講生には、民法1・4に引き続き、法科大学院生としての相応の覚悟と努力が必要とされます。その他、民法1・4のシラバスも参照してください。なお、債務不履行に基づく損害賠償の要件としての「因果関係」、「第三者による債権侵害」については、民法4で扱い、民法2では扱わない予定です。		
授業方法 前期と同様に、基本的には講義形式です。修得しなければならない事項がたくさんあり、ケースメソッド的な授業では、カバーしきれない面がどうしても生じるからです。ただし、後期には、前期よりもより多くの質疑応答の機会をつくりたいと考えています。そのためにもスピードアップが課題となりますので、十分予習をしたうえで授業に参加してください。		
成績評価の方法 定期試験によって評価を決めます。宿題、レポート等については、評価の対象とはしませんが、全員が提出するのが当然のことでしょう。ちなみに、昨年の受講生の場合、宿題等の提出率はほぼ100%に近い状況でした。		
授業計画 (予定ですので変更もありえます。その場合はTKCで告知します。頁数は、内田テキストの頁数です。) 第1回 序論、給付の種類・態様と債権の目的①(3 頁～29 頁、64 頁～72 頁) 第2回 給付の種類・態様と債権の目的② 第3回 債務不履行①(109 頁～189 頁、96 頁～102 頁) 第4回 債務不履行② 第5回 債権者代位権(275 頁～296 頁) 第6回 詐害行為取消権①(296 頁～331 頁) 第7回 詐害行為取消権②、問題演習① 第8回 多数当事者の債権関係①(333 頁～365 頁、367 頁～381 頁) 第9回 多数当事者の債権関係② 第10回 債権譲渡①(201 頁～245 頁) 第11回 債権譲渡② 第12回 債権の消滅①(33 頁～108 頁、199 頁～200 頁、247 頁～272 頁) 第13回 債権の消滅② 第14回 債権の消滅③、問題演習② 第15回 期末試験		
使用教材 教科書(購入必須): 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3 版〕』東京大学出版会 瀬川信久・内田貴・森田宏樹『民法判例集担保物権・債権総論〔第2 版〕』有斐閣 参考書(購入任意): 角紀代恵『基本講義債権総論』新世社 中田裕康『債権総論』岩波書店		
前提履修科目 なし		

科 目	民法3 (後期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。 我々は日常生活に際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約である。 このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。近時は民法の教科書でも、裁判規範の観点から記述されたものが増えているが、過度に意識しすぎると、実体法としての民法の理解が不正確になる危険すらある。この授業では、あくまで実体法の基礎部分の理解に重点を置き、判例解析に関連して、裁判規範としての民法を検討する。なお全分野について満遍なく触れることは不可能であるため、飛ばさざるを得ない分野もある。		
授業方法		
教科書と判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが、適宜、設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績70%とを総合評価する。 成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 契約総論(1) 第2回 契約総論(2) 第3回 契約総論(3) 第4回 契約総論(4) 第5回 売買(1) 第6回 売買(2) 第7回 売買(3) 第8回 売買(4) 第9回 使用貸借・賃貸借(1) 第10回 賃貸借(2) 第11回 賃貸借(3) 第12回 賃貸借(4) 第13回 消費貸借・労務供給型契約(1) 第14回 労務供給型契約(2) 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 内田貴『民法Ⅱ(第2版)』東京大学出版会 参考書(購入任意): 民法全般をカバーするものとして潮見『入門民法(全)』(有斐閣)		
前提履修科目		
なし		

科 目	民法4 (前期)	単 位
		2
担 当	菊地 秀典	

授業内容の概要

・いわゆる法定債権(不法行為、不当利得、事務管理)について講義します。この部分は当事者間に契約関係が存在しないにもかかわらず、債権債務関係が発生する場面です。民法の中では比較的イメージをもちやすい部分ではあるものの、内容的には易しくはありません。特に不法行為においては、難解な議論も多くでてくるために、この部分を不得手とする学生も多いところです。できうる限り、かみくだいてお話ししたいと思います。

・民法1と同様、予習の段階で次のことをやってください。まずテキストを十分読みこむこと。一度で頭に入るといことは少ないでしょう。レジメは、テキストの補充であったり整理であったりしますが、まずテキストを読むことです。複数回、考えながら読んでください(なお、テキストを読む際、下記参考書の欄に掲げるどれかを併読することをお勧めします。テキストの理解を助けることになります)。次に、考えるための材料として、レジメのなかに「Q」(言うまでもなく、Question の略)をおいていますので、予習の段階で、Qの解答を用意してください。さらに予習段階でやることの3つ目として、判例集に掲載されている関連判例の事実と判旨を読んで理解に努めてください。民法1と同様、予習には相当の時間を要します。

・予習を通じて、自分なりの課題あるいは問題意識(疑問点等々)をもって授業に臨んでください。

授業方法

勉強をはじめたばかりの方たちを相手にケースメソッドを試みても効率的ではないでしょうから、基本的に講義形式です。但し、なるべく多くの質疑応答の機会をつくりたいと考えています。上述したレジメのQに関しては、受講生に発言を求めることがあります(時間的な制約からすべてのQについて受講生に解答を求めることはできませんが、なるべく機会を作りたいと思っています)。Qを問われて返答がないという状況は極力避けていただきたいと思います。

成績評価の方法

定期試験によって評価を決めます。宿題、レポート等については、評価の対象とはしませんが、全員が提出するのが当然のことでしょう。ちなみに、昨年の受講生の場合、宿題等の提出率はほぼ100%に近い状況でした。

授業計画(予定ですので変更もありえます。その場合はTKCで告知します。頁数は、内田テキストの頁数です。)

第1回 不法行為1 不法行為法の目的・機能・構造、権利侵害と違法性①(303 頁～313 頁、335 頁～357 頁)

第2回 不法行為2 権利侵害と違法性② 第3回 不法行為3 故意・過失①(315 頁～335 頁)

第4回 不法行為4 故意・過失② 第5回 不法行為5 因果関係①(361 頁～373 頁、403 頁～410 頁)

第6回 不法行為6 因果関係②

第7回 不法行為7 責任能力、違法性阻却事由(373 頁～385 頁)、問題演習①

第8回 不法行為8 損害①(357 頁～360 頁、387 頁～452 頁)

第9回 不法行為9 損害② 第10回 不法行為10 損害③

第11回 不法行為11 使用者責任(453 頁～473 頁)、自動車運行供用者責任(474 頁～480 頁)

第12回 不法行為12 土地工作物責任(480 頁～489 頁)、製造物責任(490 頁～496 頁)、共同不法行為(496 頁～516 頁)

第13回 不当利得1(527 頁～584 頁) 第14回 不当利得2、事務管理(519 頁～526 頁)、問題演習②

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 内田貴『民法Ⅱ 債権各論[第3版]』東京大学出版会
瀬川信久・内田貴『民法判例集 債権各論[第3版]』有斐閣

参考書(購入任意): 窪田充見『不法行為法』有斐閣
吉村良一『不法行為法[第4版]』有斐閣
加藤雅信『新民法体系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為[第2版]』有斐閣

前提履修科目 なし

科 目	民法5（物権法・相続法）（前期）	単 位
		2
担 当	吉井 啓子	
授業内容の概要		
本講義は、民法典第2編物権のうち担保物権を除く物権法の部分（175～294条）と第5編相続（882～1044条）を対象とする。いずれも条文が多いので、細かい規定やあまり重要でないと思われる事項の説明は省略し（それらの事項については予習レジュメ等で補う）、重要な事項についての説明に多くの時間を割きたい。		
授業方法		
講義形式の授業とするが、できるだけ多くの受講者に発言を求めたいと思っている。担当者の質問に対する確かな回答ができるよう、予習レジュメに基づいて、十分な予習をしてもらうことが求められる。予習レジュメについては、第1回授業前に全てTKCにアップロードする予定である。なお、小テストの実施に伴い、下記の授業計画に多少変更があることが予想される。変更がある場合には、講義やTKCを通じて連絡する。		
成績評価の方法		
期末試験の結果に、授業時に行う小テスト（3回、〇×式）や、講義中指名された際に的確な回答をしたかどうかを加味して評価する。配点は、期末試験65点、小テスト30点（10点×3）、講義時における発言5点。小テストは、前の週に予告して実施する。小テストは採点のうえ、実施翌週には返却する予定である（コピーを返却する）。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 物権総論（1）：物権の意義と法的性質 第2回 物権総論（2）：物権的請求権 第3回 物権総論（3）：物権変動①意思主義・対抗要件主義、不動産登記 第4回 物権総論（4）：物権変動②177条の適用範囲、取消し・解除と登記 第5回 物権総論（5）：物権変動③取得時効と登記 第6回 相続法の全体像：「相続と登記」の問題を理解するために 第7回 物権総論（6）：物権変動④相続と登記 第8回 物権総論（7）：物権変動⑤177条の第三者 第9回 物権総論（8）：物権変動⑥動産物権変動その1 第10回 物権総論（9）：物権変動⑦動産物権変動その2 第11回 占有権（占有権の相続についてはこの回で扱う） 第12回 所有権、用益物権 第13回 共有、区分所有（遺産共有についてはこの回で扱う） 第14回 相続法の諸問題：相続回復請求権など 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論〔第4版〕』（東京大学出版会、2008） 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続〔補訂版〕』（東京大学出版会、2004） ※内田民法を教科書として一応指定しておくが、それ以外の教科書を使用している学生はそれを使用してもらってかまわない。レジュメに記載する予習該当頁は内田教科書のみ。 参考書(購入任意)：中田裕康、潮見佳男、道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権〔第6版〕』（有斐閣、2009） 水野紀子、大村敦志、窪田充見編『家族法判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2008） ※参考文献リストは、第1回授業までにTKCにアップロードするので参考にしてほしい。		
前提履修科目		
民法1・2・3・4を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民法6 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
抵当権を中心とする民法典の担保物権（295条～398条の22）と、譲渡担保を中心とする非典型担保、を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域（民事執行法、破産法等）にも論及する反面、分野全体を総花的には講義できないので、適宜ピックアップすることとなる。		
授業方法		
おおむね民法3と同様の講義形式の授業とする。教科書と教材を事前に読んでいることを前提に進めていく。適宜、設問や判例等について口頭で説明を求めることや、レポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。		
成績評価の方法		
平常点(小テストないしレポート等を含む。出欠回数は成績評価の対象とはしない。)が30%。期末筆記試験の成績が70%の総合評価。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第01回 担保法の全体像（債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係） 第02回 抵当権1（抵当権の機能、設定から実行そして後処理） 第03回 抵当権2（被担保債権、抵当権の及ぶ客体） 第04回 抵当権3（物上代位、担保不動産収益執行） 第05回 抵当権4（抵当権侵害（1）） 第06回 抵当権5（抵当権侵害（2）） 第07回 抵当権6（法定地上権） 第08回 抵当権7（抵当権の処分） 第09回 抵当権8（共同抵当） 第10回 その他の典型担保－質権・留置権・先取特権（1） 第11回 その他の典型担保－質権・留置権・先取特権（2） 第12回 非典型担保1（概説、譲渡担保1－法律構成、対内的効力） 第13回 非典型担保2（譲渡担保2－対外的効力、集合資産（動産・債権）譲渡担保） 第14回 非典型担保3（仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段） 第15回 期末試験 なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。		
使用教材		
教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅲ(第3版)』（東京大学出版会） 参考書(購入任意)： 民法全般に関するものとして潮見『入門民法(全)』（有斐閣）、椿ほか「条文にない民法」「類推適用からみる民法」「関連で見る民法Ⅰ・Ⅱ」（いずれも日本評論社）		
前提履修科目		
民事法総合1, 民法1234を履修済みであることがのぞましい。		

科 目	民法 7（家族法）（後期）	単 位
		2
担 当	早野 俊明	
授業内容の概要		
本講義では、夫婦・親子などの家族関係の成立・解消とその効果を定める『親族法』（民法典第四編）と、人の死から生ずる財産の移転の仕方を定める『相続法』（同第五編）、いわゆる家族法を扱う。教科書を中心に、レジュメ（電子教科書）で補充しつつ、判例・学説上の理論状況や問題点を的確に把握させ、射程や限界を意識させながら、主に講義形式で授業を構成していく。なお、『相続法』は民法5で扱う相続法以外を対象とするが、時間の関係上、概略にとどまる。		
授業方法		
予習として、教科書および電子教科書の熟読とともに、予習課題の解答の準備を義務づける。基本的知識の確認を質問形式で行い、課題の解答を求めつつ、基本的知識の定着と創造的・発展的理解を図りたい。制度趣旨および重要論点を中心に授業を進める。		
成績評価の方法		
期末試験の結果のみにより評価する。成績は、A, B, C, D, F またはN（不可）の 5 段階とする。		
授業計画		
第1回 家族法の意義・前提知識（親族） 第2回 婚約、婚姻の成立 第3回 婚姻の無効・取消 第4回 婚姻の効果 第5回 離婚の成立 第6回 離婚の効果 第7回 内縁（事実婚）・外縁 第8回 実親子関係（1） 第9回 実親子関係（2） 第10回 養親子関係（1） 第11回 養親子関係（2） 第12回 親権 第13回 後見・保佐・補助、扶養 第14回 法定相続・遺言相続 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 内田貴著『民法Ⅳ親族・相続[補訂版]』（東京大学出版会、2004 年） 水野紀子＝大村敦志＝窪田充見編『家族法判例百選[第7版]』（有斐閣、2008 年） 参考書（購入任意）： 前田陽一＝本山敦＝浦野由紀子『民法Ⅵ親族・相続』（有斐閣、2010 年） 二宮周平著『家族法[第3版]』（新世社、2009年） 近江幸治『民法講義Ⅶ親族法・相続法』（成文堂、2010 年） 潮見佳男著『相続法[第3版]』（弘文堂、2010 年） 床谷文雄＝犬伏由子『現代相続法』（有斐閣、2010 年）		
前提履修科目		
（平成 21 年度以前入学生） 民法1・2・3・4・5を履修済みであることが望ましい。 （平成 22・23 年度入学生） 民法1・4を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民事法総合1 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
民法をはじめとする民事法系科目の学修における導入講座である。民法・民事訴訟法の基本的テーマを題材に基礎知識・学修方法・思考方法を修得し、確認することを目的とする。 レベルはあくまで本学においてはじめて法律科目を履修する学生を対象とする水準におくが、判例の読み方や理論構成方法などは、相応に勉強した経験のある学生にも糧となるものとする。単に民法全体を早回ししたり、指定した教科書をなぞったりするのではなく、他の法律基本科目の学修に役立つような基礎的な考え方や知識部分に重点を置いて講義する。		
授業方法		
民法全体を学修するための「約束事」や「基礎知識」を修得してもらう講座であるから、講義形式が中心となるが、適宜、学修の成果を確認するためにレスポンス(発言、書面等)を求めることもある。		
成績評価の方法		
期末の筆記試験を中心として、A・B・C・D・F(N)の5段階によって成績評価を行う。 なお、平常点・小テスト・レポートについては、各分野の初回の講義で簡単に説明する。		
授業計画		
第1回 民法の思考方法(1) 第2回 民法の思考方法(2) 第3回 意思による権利義務発生等のメカニズム(1) 第4回 意思による権利義務発生等のメカニズム(2) 第5回 事実による権利義務発生等のメカニズム 第6回 債権に関するルール(1) 第7回 債権に関するルール(2) 第8回 債権に関するルール(3) 第9回 物権に関するルール(1) 第10回 物権に関するルール(2) 第11回 物権に関するルール(3) 第12回 紛争解決の規範としての民法(1) 第13回 紛争解決の規範としての民法(2) 第14回 紛争解決の規範としての民法(3) 第15回 期末試験		
使用教材 改訂版・最新版が出ている場合にはそちらを購入すること。		
教科書(購入必須):池田『スタートライン民法総論』(日本評論社)		
参考書(購入任意):潮見『入門民法(全)』, 池田『判例学習のAtoZ』(いずれも有斐閣)		
前提履修科目		
なし。		

科 目	民事法総合2 (後期)	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
授業内容の概要		
この授業では、①民事訴訟(判決手続)での事実の確定や証拠調手続への理解、および②訴訟当事者が複数になった場合の問題点について、できるだけ実際の訴訟に即して、ケースなどを素材として使用しながら教師と学生との間の対論のなかから深化させる。ケースなどを中心とした授業を行うことで、単なる知識や抽象的な概念の集積に終わることのない、民事手続法についての生きた理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。		
授業方法		
講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。		
成績評価の方法		
原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポートを課した場合は、レポートの点数を 20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。 成績評価は、A・B・C・D・F または Nの5段階とする。		
授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。		
第1回 証拠と証明、証人尋問・当事者尋問		
第2回 書証		
第3回 鑑定・検証		
第4回 調査属し・証拠保全・事実認定における書証と人証との関係		
第5回 主張立証責任の軽減・転換、法律上の推定		
第6回 判決の効力をめぐる諸問題		
第7回 上訴の諸問題		
第8回 共同訴訟1		
第9回 共同訴訟2		
第10回 補助参加の諸問題		
第11回 訴訟告知の諸問題		
第12回 独立当事者参加の諸問題1		
第13回 独立当事者参加の諸問題2		
第14回 訴訟手続の中断・承継と任意的当事者変更の諸問題		
第15回 期末試験		
使用教材 授業用の講義案内(レジュメ)……TKC上に事前に掲載。		
教科書(購入必須)：① 藤田広美『講義 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
②上原敏夫＝池田辰夫＝山本和彦『基本判例民事訴訟法〔第2版補訂版〕』(有斐閣・本体価格¥2,500)		
③藤田広美『解析 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
参考書(購入任意)：④裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会・¥4,096)		
⑤商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法2012』(商事法務)……2011年10月頃刊行予定		
前提履修科目		
民事訴訟法1・2、民事法総合1、民法1ないし6、会社法1・2を履修済み、または受講中であることが望ましい。		

科 目	商法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
商法入門は、商法の学修における導入講座である。商法・会社法の基本的テーマを題材に、「商法」全般に通じてみられる特徴を把握すること、及び基礎知識を修得してその確認をすることを目的とする。講義は商法・会社法の基本概念の学修ののち、7回(進度によっては8回)が商法総則分野において問題となる基本的なテーマについて、規定の内容及び構造を理解することをテーマとする。あくまで本学においてはじめて法律科目を履修する学生を対象とする水準におき、基本書における記述を各自で理解できるように、講義のレベルを設定する。ただし、具体的な紛争を題材とするため、過去に学修経験がある者に対しても、新たな視点を持つことができるよう、講義を実施する。 後半5回は、会社法領域の問題をとりあげる。会社法は商法総則や商行為法とは異質な、「組織法」としての側面も有している。そこで、「会社」とはどのような特徴を有するのか、「会社」をめぐる法規制における一般原則にはどのようなものがあるか、に留意しつつ、会社の組織の形成手続(設立)を題材として、会社法の問題に取り組むための基礎を構築する。		
授業方法		
できるだけ具体的な素材を用いて、基本概念・関連知識の講義を行う。また基本概念の修得を確認し、発展的理解につなげるため、適宜、質疑・討論を組み合わせて講義を運営する。		
成績評価の方法		
期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より20点を限度として減点する。なお、初回講義時に小テスト・中間課題の実施等も含めた概要を説明する(小テスト・中間課題を実施する場合には、成績評価の2割を平常点、8割を期末試験の成績として総合評価する。)		
授業計画		
第1回 商法の基本概念－商人と商行為		
第2回 会社の基本概念、会社法の法構造		
第3回 商人と商行為(続)、営業とは?		
第4回 商号制度		
第5回 名板貸		
第6回 商業使用人		
第7回 商業使用人(続)、営業譲渡		
第8回 営業譲渡(続)		
第9回 商業登記制度		
第10回 株式会社における一般原則(株主平等原則、資本制度を中心に)		
第11回 会社の設立(1)－株式会社の設立手続		
第12回 会社の設立(2)－発起人の権限と会社財産の形成		
第13回 会社の設立(3)－設立手続の瑕疵と設立無効、設立関与者の責任		
第14回 会社法領域のまとめ		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章:『商法概論Ⅰ』青林書院 平成19年 会社法領域については「会社法1」「会社法2」のシラバスも参照。		
参考書(購入任意): 近藤光男:『商法総則・商行為法』[第5版補訂版] 有斐閣 平成20年 伊藤靖史ほか、『会社法』(LEGAL QUEST シリーズ) 有斐閣 平成21年		

科 目	会社法1 (後期)	単 位
		2
担 当	土田 亮	
授業内容の概要		
本講義では、「会社法」の株式会社に関する規制のうち、主に経営に関与する「機関」の役割について、規制態様、法解釈を中心にとりあげる。ただし、単なる法解釈にとどまらず、日々変化する経済情勢に対応することを要求されている会社(株式会社)の実状にも配慮するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点についても併せて検討する。		
授業方法		
事前の予習を前提として講義形式で必要な知識、論点の確認を行う。そのうえで質疑討論を中心にしながら、事前に提示した課題について考察し、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時小テストもしくはリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。なお、遅刻回数が多い場合には正当な遅刻理由なしとして欠席として扱うまたはマイナスの平常点として合計点数から差し引くことがある。		
授業計画		
第1回 株主総会 (1) : 株主総会の招集手続 第2回 株主総会 (2) : 株主総会の議事・株主提案権 第3回 株主総会 (3) : 株主総会の決議 第4回 株主総会 (4) : 決議の瑕疵／経営機構の選択と役員の選任・解任 第5回 取締役・取締役会 (1) : 取締役会の議事運営 第6回 取締役・取締役会 (2) : 会社の業務執行・代表 第7回 取締役・取締役会 (3) : 取締役の一般的義務・競業規制 第8回 取締役・取締役会 (4) : 利益相反取引規制・報酬規制 第9回 役員等の責任 (1) : 役員等の会社に対する責任 (1) 第10回 役員等の責任 (2) : 株主代表訴訟と違法行為差止請求 第11回 役員等の責任 (3) : 役員等の第三者に対する責任 第12回 役員等の責任 (4) : 取締役の義務・責任についての事例演習 第13回 監査役・監査委員会 第14回 会計参与・会計監査人、委員会設置会社および取締役会非設置会社の特則 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意) 改訂版が出ている場合には最新版を購入すること		
江頭憲治郎『株式会社法(第3版)』有斐閣 平成21年 神田秀樹『会社法[第12版]』弘文堂 平成22年 弥永眞生『リーガルマインド会社法[第12版]』有斐閣 平成21年 平出慶道『商法概論Ⅱ』青林書院 平成22年 江頭『会社法判例百選』		
前提履修科目		
民事法総合1、商法入門を履修済みであることが望ましい。		

科 目	会社法2 (前期)	単 位
		2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面でもとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。これらの点を総合的に理解できるよう、講義を実施する。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。

授業方法

あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説を中心に、理解を確認するため設例を用いた質疑・討論も行う。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。なお、授業計画では株式8回・組織再編3回・計算3回としているが、進度によって適宜調整する。またその過程で解説のみの講義内容となる場合もある。

成績評価の方法

期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より20点を限度として減点する。なお、初回講義時に小テスト・中間課題の実施等も含めた概要を説明する(小テスト・中間課題を実施する場合には、成績評価の2割を平常点、8割を期末試験の成績として総合評価する。)

授業計画

第1回 株式制度の基礎 ~株式の意義、株主の権利、株主平等原則

第2回 種類株式

第3回 株式の流通性とその制限 ~譲渡の方式(株券制度含む)、譲渡制限株式の取扱い

第4回 株式単位の変動と株主の権利 ~併合・分割・無償割当て・単元株

第5回 募集株式の発行(1) ~手続上の問題点、瑕疵ある募集株式の発行(序論)

第6回 募集株式の発行(2) ~差止・無効・損害賠償

第7回 資金調達規制総合~募集株式発行制度のまとめ(社債・新株予約権制度)~

第8回 組織再編(1) ~組織再編規制の概要・合併規制

第9回 組織再編(2) ~会社分割と事業譲渡

第10回 組織再編(3) ~株式交換・株式移転、親子会社をめぐる諸問題

第11回 会社の計算(1) ~計算書類等の作成手続・会計監査

第12回 会社の計算(2) ~剰余金の配当規制

第13回 会社の計算(3) ~株式会社の計算規制のまとめ

第14回 自己株式の取得規制

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須):①②のいずれか(もしくは双方)を利用すること(但し、講義時にはレジュメを配布する)

①[詳細・発展学習向け]江頭憲治郎:『株式会社法』[第3版] 有斐閣 平成21年

②[平易・未修向け]平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章:『商法概論Ⅱ－会社法』 青林書院 平成22年

参考書(購入任意): 注:いずれも購入時の最新版を用意すること

神田秀樹:『会社法』[第12版] 弘文堂 平成22年

弥永真生:『リーガルマインド会社法』[第12版] 有斐閣 平成21年

伊藤靖史ほか:『会社法』(LEGAL QUEST シリーズ) 有斐閣 平成21年

江頭憲治郎ほか:『会社法判例百選』(別冊ジュリスト) 有斐閣 平成18年

科 目	商取引・有価証券（後期）	単 位
		2
担 当	土田 亮	
授業内容の概要		
本講座では商取引法と有価証券法を取り上げる。 前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。		
授業方法		
事前の予習を前提として講義形式で必要な知識、論点の確認を行う。そのうえで質疑討論を中心にしながら、事前に呈示した課題について考察し、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F(N)の5段階とする。授業時にアクションペーパーもしくは小テストを要求することがある。なお、遅刻回数が多い場合には正当な遅刻理由なしとして欠席として扱うまたはマイナスの平常点として合計点数から差し引くことがある。		
授業計画		
第1回 商行為の通則(1)		
第2回 商行為の通則(2)		
第3回 商事売買		
第4回 交互計算、匿名組合、仲立		
第5回 取次、運送取扱人、代理商		
第6回 運送営業・場屋営業		
第7回 倉庫営業、運送・倉庫証券		
第8回 手形行為概論・手形の成立		
第9回 他人による手形行為、手形の変造		
第10回 手形の裏書と善意取得		
第11回 手形抗弁、手形行為独立の原則		
第12回 特殊な裏書		
第13回 手形の支払・遡求		
第14回 手形の消滅・利得償還請求権、白地手形、為替手形、小切手		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意)		
平出慶直『商法概論Ⅰ』青林書院 平成19年〔全範囲〕		
近藤光男『商法総則・商行為法』〔第5版補訂版〕有斐閣 平成20年〔商取引〕		
弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』〔第2版〕有斐閣 平成18年〔商取引〕		
森本滋編著『商行為法講義』〔第3版〕成文堂 平成21年〔商取引〕		
森本滋編著『手形法小切手法講義』〔第2版〕成文堂 平成22年〔有価証券〕		
弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』〔第2版補訂2版〕有斐閣 平成19年〔有価証券〕		
前提履修科目 民法1～7、民事法総合1、商法入門を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民事訴訟法 1 (後期)	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
授業内容の概要		
授業科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)を中心に学習する。この2科目にさらに科目「民事法総合2」を加えたものを学修することによって、民事手続法分野の基本的解釈論が修得される。		
授業方法		
講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。		
成績評価の方法		
原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポートを課した場合は、レポートの点数を 20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき 100 点満点中 5 点を減点する。		
成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。		
第1回 民事司法制度の全体像		
第2回 民事訴訟審理の全体構造1:申立て		
第3回 民事訴訟審理の全体構造2:主張		
第4回 民事訴訟審理の全体構造3:立証		
第5回 訴えの提起と裁判所		
第6回 申立事項と判決事項(処分権主義)		
第8回 裁判の意義と種類		
第9回 終局判決1:既判力の作用と客観的範囲		
第10回 終局判決2:既判力の時的範囲と形成権の行使		
第11回 終局判決3:争点効・主観的範囲・執行力・形成力		
第12回 一部請求論		
第13回 確定判決の取消し・変更と再審の訴え		
第14回 裁判によらない訴訟の完結		
第15回 期末試験		
使用教材 授業用の講義案内……TKC上に事前に掲載。		
教科書(購入必須):① 藤田広美『講義 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
②上原敏夫＝池田辰夫＝山本和彦『基本判例民事訴訟法〔第2版補訂版〕』(有斐閣・本体価格¥2,500)		
または、小林秀之編『判例講義 民事訴訟法〔第2版〕』(悠々社・2010)(悠々社・本体価格¥3,500)		
参考書(購入任意):		
③藤田広美『解析 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
④裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会・本体価格¥4,096)		
⑤商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法 2012』(商事法務)……2011 年 10 月頃刊行予定		

科 目	民事訴訟法 2 (前期)	単 位
		2
担 当	薮口 康夫	
授業内容の概要		
授業科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)を中心に学習する。この2科目にさらに科目「民事法総合2」を加えたものを学修することによって、民事手続法分野の基本的解釈論が修得される。		
授業方法		
講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。		
成績評価の方法		
原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポートを課した場合は、レポートの点数を 20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき 100 点満点中 5 点を減点する。		
成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的には TKC に掲載したものによる。		
第1回 争点効・主観的範囲・執行力・形成力		
第2回 一部請求論		
第3回 確定判決の取消し・変更と再審の訴え		
第4回 判決によらない訴訟の終了・完結		
第5回 口頭弁論の意義と諸原則		
第6回 口頭弁論の懈怠に対する措置		
第7回 口頭弁論の準備と争点整理		
第8回 民事訴訟の当事者		
第9回 当事者適格		
第10回 上訴		
第11回 証拠調べ1:証人尋問・当事者尋問		
第12回 証拠調べ2:書証		
第13回 証拠調べ3:鑑定・検証		
第14回 証拠調べ4:調査嘱託・証拠保全		
第15回 期末試験		
使用教材 授業用の講義案内(レジュメ)・・・TKC 上に事前に掲載。		
教科書(購入必須)：		
① 藤田広美『講義 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
②上原敏夫＝池田辰夫＝山本和彦『基本判例民事訴訟法〔第2版補訂版〕』(有斐閣・本体価格¥2,500)		
③藤田広美『解析 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)		
参考書(購入任意)：		
④裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案〔再訂補訂版〕』(司法協会・¥4,096)		
⑤商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法 2011』(商事法務・本体価格 ¥3,200)		
前提履修科目		

科 目	民事判例論（後期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博	
授業内容の概要		
法科大学院の法律学習において、判例を正確に学ぶことの重要性はいうまでもない。これは、単に、最高裁判例の要旨を覚えることではなく、裁判所が具体的事例を前にして、なぜ、そのような判断をしたかを検討し、法的思考能力を高めるためである。これまで学習した民法を中心とする民事法の中から、極めて重要な論点、あるいは弁護士が実際に扱うことの多い紛争類型を選択し、法規範が、市民社会や取引社会でどのように機能しているか、そして弁護士はどのようにこれらの法律を実務に生かすべきか、を考える。裁判実務で必要な、要件事実、立証活動なども意識しながら学習する。		
授業方法		
本講は、主に、事実関係が詳細に記述された判例を使用し、原被告はどのように主張を組み立て、立証しているか、そして、裁判所がどのような検討をして判断に至ったかを学ぶ。これにほり、重要な判例法理の法理解が進むことを期待する。教材は、事前に配布するか、TKCにアップするので、各自、事案を理解し、法的問題を検討しておくことが求められる。これを前提に、授業においては互いに議論し、理解を深めることを目指す。		
成績評価の方法		
原則として、期末テストで評価し、A、B、C、D、F(N)とする。		
授業計画		
第1回 売買法の難問（瑕疵担保と債務不履行） 第2回 売買法の諸問題（手付、担保責任） 第3回 賃貸借契約（1）（借地権の対抗、期間満了と正当事由） 第4回 賃貸借契約（2）（解除と信頼関係破壊理論） 第5回 賃貸借契約（3）（転貸借の法律関係、サブリース） 第6回 安全配慮義務・契約準備段階の過失・情報提供義務 第7回 無権代理、表見代理 第8回 民法94条2項と110条 第9回 判例分析の方法、論述の仕方 第10回 法律行為の効力（公序良俗違反） 第11回 詐害行為取消権 第12回 物権的請求権の相手方、民法177条の第三者の範囲 第13回 譲渡担保 第14回 最近の判例から 第15回 期末試験		
使用教材 上記のとおり、教材は、毎回事前に提供するので、それを3、4時間程度で検討してくることが前提である。		
教科書（購入必須）：1年次および2年次の民法で各自が使用した教科書を常に参照することが求められる。教員自身は、民法は、内田貴教授の民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（東京大学出版会の最も新しい版）を参照することが多いので、これらを使用していただくと便利である。民法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第6版）は必携である。		
参考書（購入任意）：必要に応じて紹介する。		
前提履修科目：		
民法1～6、民事訴訟法1、2、会社法1、2が履修済みであることが望ましい。		

科 目	刑事法入門（前期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
刑事法全般（刑法，刑事訴訟法，刑事事実認定）について，具体的な事例（判例）を主な題材として，刑事法への興味や関心を抱けるようにしながら学習を進め，理解を深めていく。実際の事件（判例）において，いかなる事実関係の下でどのようなことが刑事法上の問題となるのかを考えながら学習すると共に，具体的な書式例を適宜紹介する等して，具体的・実践的な刑事法の理解を目指す。個々の要件（概念）と証明（事実認定）の関連性をも意識する。また，自分で理解し考えたことを文章で適切に表現することについての若干の指導を行う。従って，学説や抽象的な概念の説明は最小限に止め（刑事法の思考に慣れてもらうために必要な範囲で言及する。但し，条文は重視する），また，全ての論点を網羅的に取り上げるものでもない。体系的な本格的な内容は，別に開講される「刑法」や「刑事訴訟法」の授業で取り扱われる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって，事前に，毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。また，使用教材（教科書）の該当部分の十分な理解（特に，復習段階）が期待される。 毎回の授業は，教員作成のレジュメ及び使用教材（教科書）に沿って講義と若干の質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。		
成績評価の方法		
学期中に課されるレポート（1回を予定）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は，A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 刑事手続の流れ，刑事手続の当事者の役割，刑事法において議論されること 第2回 刑法の大枠，刑法で議論される内容とその意義 第3回 実行行為，不作為犯，因果関係論 第4回 被害者の同意（承諾） 第5回 故意と事実認識，錯誤論 第6回 共犯をめぐる基本問題 第7回 名誉に対する罪 第8回 財産犯（1）（財産犯の全体構造，窃盗罪と強盗罪） 第9回 財産犯（2）（詐欺罪と恐喝罪） 第10回 社会的法益・国家的法益に対する罪 第11回 犯罪捜査の基本問題 第12回 起訴と訴因の基本問題 第13回 証拠法の基本と考え方 第14回 刑事事実認定の基本と考え方 第15回 期末試験		
使用教材		
①教科書（購入必須）： 井田良 他 著『よくわかる刑法』（ミネルヴァ書房）（平成18年） 安富潔 著『やさしい刑事訴訟法〔第五版〕』（法学書院）（平成17年） 石井一正 著『刑事事実認定入門〔第2版〕』（判例タイムズ社）（平成22年） ②参考書（購入推奨）： 西田典之 他 編『刑法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣）（平成20年） 前田雅英 著『最新重要判例250〔刑法〕第8版』（弘文堂）（平成23年） 井上正仁 他 編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』（有斐閣）（平成23年） ③その他の初級者向け参考文献は，必要に応じて紹介する。		
前提履修科目		
特になし		

科 目	刑法の基礎 (前期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要 「刑法の基礎」は、刑法総論における犯罪論・刑罰論自体および犯罪論における構成要件論・違法論・責任論という総論の基本部門に関する基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。 授業方法 基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討するように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。 成績評価の方法 期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。 授業計画 第1回 刑法の基礎① 第2回 刑法の基礎② 第3回 刑法の基礎③ 第4回 構成要件論① 第5回 構成要件論② 第6回 構成要件論③ 第7回 違法論① 第8回 違法論② 第9回 違法論③ 第10回 責任論① 第11回 責任論② 第12回 責任論③ 第13回 責任論④ 第14回 責任論⑤ 第15回 期末試験 (若干の変更可能性あり) 使用教材 教科書 (購入必須) : 曾根威彦『刑法総論(4版)』弘文堂、曾根威彦『刑法各論(4版)』弘文堂、大谷實『刑法講義総論(新版第3版)』成文堂、大谷實『刑法講義各論(新版第3版)』成文堂、前田雅英『刑法総論講義(第4版)』東京大学出版会、前田雅英『刑法各論講義(第4版)』東京大学出版会 参考書 (購入任意) : 『刑法判例百選Ⅱ(第6版)』有斐閣、『前田「最新重要判例250 刑法 (第7版)」』弘文堂		

科 目	刑法1 (後期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要		
「刑法 1」は、刑法総論の未遂論・共犯論・罪数論という総論の応用部門と各論の財産犯を除く個人的法益に対する罪および国家的法益に対する罪に関する基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKC に掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様に TKC に掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものをなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。		
授業方法		
基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKC によって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。		
成績評価の方法		
期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績は A・B・C・D・F 又は N の 5 段階で評価する。		
授業計画		
第1回 個人的法益に対する罪① 第2回 個人的法益に対する罪② 第3回 個人的法益に対する罪③ 第4回 個人的法益に対する罪④ 第5回 個人的法益に対する罪⑤ 第6回 個人的法益に対する罪⑥ 第7回 個人的法益に対する罪⑦ 第8回 個人的法益に対する罪⑧ 第9回 個人的法益に対する罪⑨ 第10回 個人的法益に対する罪⑩ 第11回 個人的法益に対する罪⑪ 第12回 国家的法益に対する罪① 第13回 国家的法益に対する罪② 第14回 国家的法益に対する罪③ 第15回 期末試験(若干の変更可能性あり)		
使用教材		
教科書(購入必須): 曾根威彦『刑法総論(4版)』弘文堂、曾根威彦『「刑法各論(4版)」』弘文堂、大谷實『刑法講義総論(新版第3版)』成文堂、大谷實『刑法講義各論(新版第3版)』成文堂、前田雅英『刑法総論講義(第4版)』東京大学出版会、前田雅英『刑法各論講義(第4版)』東京大学出版会。		
参考書(購入任意): 『刑法判例百選Ⅱ(第6版)』有斐閣、『前田「最新重要判例 250 刑法(第7版)」』弘文堂		

科 目	刑法2 (前期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要 刑法2は、財産犯論の基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様に TKC に掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補足的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として大谷総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する前田総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。 授業方法 基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKC によって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。また、刑法 1 で講義できなかった部分も財産犯論の合間を縫って触れたいと考えている。 成績評価の方法 期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績は A・B・C・D・F 又は N の 5段階で評価する。 授業計画 第1回 財産犯論① 第2回 財産犯論② 第3回 財産犯論③ 第4回 財産犯論④ 第5回 財産犯論⑤ 第6回 財産犯論⑥ 第7回 財産犯論⑦ 第8回 財産犯論⑧ 第9回 財産犯論⑨ 第10回 財産犯論⑩ 第11回 財産犯論⑪ 第12回 財産犯論⑫ 第13回 偽造罪①その他 第14回 偽造罪②その他 第15回 期末試験 (若干の変更可能性あり) 使用教材 教科書(購入必須)： 曾根威彦「刑法総論(4 版)」・「刑法各論(4 版)」弘文堂、大谷實「刑法講義総論(新版第 3 版)」・「刑法講義各論(新版第 3 版)」成文堂、前田雅英「刑法総論講義(4 版)」・「刑法各論講義(4 版)」東京大学出版会 いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。 参考書(購入任意)：「刑法判例百選Ⅱ(6 版)」有斐閣、前田「最新重要判例 250 刑法 第 6 版」弘文堂 必要に応じて、随時指示する。		

法律基本科目 刑事法系

科 目	刑事訴訟法 1 （後期）	単 位 2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査から公訴の提起に関する諸問題に検討を加えることとします。 なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画はTKCシステムによることとします。		
授業方法		
テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義・演習形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。		
成績評価の方法		
期末試験によって評価するのを原則とします。ただし、復習試験を加味することがあります。成績はA・B・C・Dを合格、F・Nを不合格とすることは他の科目と同じです。		
授業計画		
1 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の手続・原則 2 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など 3 搜索差押え(1)―令状による搜索差押え 4 搜索差押え(2)―令状によらない搜索差押え、令状主義 5 捜査一般・任意捜査総論―任意捜査と強制捜査、強制処分法定主義 6 任意捜査各論―任意同行・任意取調べ、おとり捜査など 7 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴 8 捜査の端緒―職務質問関連問題 9 被疑者の取調べ・捜査構造論―任意取調べ、身体拘束中の取調べ、捜査構造論 10 被疑者弁護(1)―黙秘権 11 被疑者弁護(2)―弁護人選任権・接見交通権 12 公訴の提起 なお、残り3回のうち、最終回は期末試験、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定)		
使用教材		
教科書： 各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。 参考書： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、別途、指示します。		
前提履修科目 特になし		

科 目	刑事訴訟法 2 （前期）	単 位 2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要 刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に上げます。具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。 公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあろうかと思えます。できる限り解きほぐしてゆきたいと思えます。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。 授業方法 刑事訴訟法1を参照してください。 成績評価の方法 刑事訴訟法1を参照してください。 授業計画 1 公訴の提起—訴訟対象・訴因 2 公判手続(1)—公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 3 公判手続(2)—公判準備、公判手続、証拠開示 4 証拠法総論—厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 5 自白(1)—自白法則・補強法則 6 自白(2)—同上、自白の信用性 7 伝聞法則(1)—総論、321 条関係(検面調書、捜査書類) 8 伝聞法則(2)—322 条以下 9 排除法則—違法収集証拠排除法則 10 裁判—裁判の種類、裁判の効力 11 誤判救済—上訴・再審 12 刑事手続と被害者 なお、残り3回のうち、最終回は期末試験、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定) 使用教材 教科書： 各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社）、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂）のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。 参考書： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。 前提履修科目 特になし。但し、刑事訴訟法1の知識があることは、当然予定されています。		

科 目	刑事法総合（後期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要 刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を行ったことを踏まえて、刑事法全体の中から重要なテーマを選び、判例その他の事例を軸にして、問題点の確認や検討を行い(理論的・実務的に重要な発展的・応用的な議論にも適宜言及する)、各テーマ(及びその関連領域)についての具体的・実践的な理解を深める科目である。授業では、問題点相互の関連性(例えば、刑法総論と各論の関係や、刑法と刑事手続と事実認定の関係)をも意識する。また、事案に対する自己の法的分析や検討結果を文章で適切かつ説得的に表現できる能力の涵養(レポートと添削指導)を行う。さらに、各回の授業テーマやその周辺領域について、重要判例の確認や短答式問題を用いた知識の確認を行っていく。		
授業方法 TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。授業で取り上げた内容については、十分な復習によって理解を深めていただきたい。 毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。		
成績評価の方法 学期中に課されるレポート（1回を予定）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画 第1回 実行行為、因果関係論 第2回 正当防衛、被害者の同意（承諾） 第3回 故意と錯誤論 第4回 過失犯 第5回 共犯論 第6回 財産犯（1）（財産犯における占有を中心として） 第7回 財産犯（2）（財産犯における損害を中心として） 第8回 文書偽造罪 第9回 司法作用に対する罪 第10回 供述証拠（主に自白） 第11回 非供述証拠 第12回 起訴と訴因 第13回 伝聞証拠 第14回 択一的認定 第15回 期末試験		
使用教材 重要参考書（購入推奨）： 西田典之 他 編『刑法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣）（平成20年） 前田雅英 著『最新重要判例250〔刑法〕第8版』（弘文堂）（平成23年） 井上正仁 他 編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』（有斐閣）（平成23年） 石井一正 著『刑事事実認定入門〔第2版〕』（判例タイムズ社）（平成22年） その他、各自の基本書・参考書		
前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目) 刑事法入門, 刑法1(総論), 刑法2(各論), 刑事訴訟法1, 刑事訴訟法2		